



みなみっ子

53号

学校教育目標

〇かしこく

〇やさしく

〇たくましく

令和8年2月12日(木)

南城市立大里南小学校

文責 校長 與儀 毅

子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child) について

2月19日(木)と20日(金)に6年生と5年生で特設授業を実施します!

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約は、子ども(18歳未満の人)が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としても様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。(日本ユニセフ協会のHPより)

子どもの権利条約の4つの原則 (日本ユニセフ協会のHPより)



差別の禁止



子どもに
もっとよいことを



生きる権利・
育つ権利



意見を表す権利

差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

私たち大人の頭をバージョンアップ!!

子どもの権利条約は全てで54項目あります。これらの情報は日本ユニセフ協会のHPに詳しく、分かりやすく示されています。まずそのことを知ることが大切だと思います。子どもたちも学習して知識を得ていきますが、私たち大人も旧来の知識だけではなく、新たな知識も得ていくことが求められます。

54項目を見てみると、世界ではまだ子どもたちが厳しい状況に置かれていることも分かります。日本ではある程度、子どもの権利は尊重されているように思えますが、まだ、人権に配慮されていない場面もあります。学校、家庭、そして地域において子どもの権利条約の視点で見つめ直すことが大切だと思います。

私たちが育ってきた昭和、平成の感覚で子どもたちへの関わりでは不適切なことが多々あります。もちろん昭和や平成でも人権に配慮しないことが許されることではなかったと思います。その不適切な指導や関わりで傷ついた子どもは多くいたのではないのでしょうか。

子どもたちと一緒に学びを進め、誰一人取り残されずに全ての人が安心・安全に過ごせる学校、家庭、地域を創っていききたいですね。